

改正案	現行
<p>（休学の期間及び効果） 第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 休学者は、学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二百十條の三第一項、第二百十條の十九第二号、第二百十條の二十及び第二百十條の二十二を除き、以下同じ。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（法第二十五條第五項の教育訓練を受けている者をいう。次條第二項及び第八十七條の三十五第一項において「生徒」という。）としての身分を保有するが、<u>学業に就くことができない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>（委任規定） 第二百十條の十八（略）</p> <p>（留学） 第二百十條の十九 法第九十九條の二第一項に規定する政令で定める研修は、次の各号のいずれにも該当するものとして防衛大臣が定める研修とする。</p> <p>一 将来就くことが見込まれる幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。）としての職務の遂行に必</p>	<p>（休学の期間及び効果） 第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 休学者は、学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二百十條の三第一項を除き、以下同じ。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（法第二十五條第五項の教育訓練を受けている者をいう。次條第二項及び第八十七條の三十五第一項において「生徒」という。）としての身分を保有するが、<u>学業に就くことができない。</u></p> <p>4（略）</p> <p>（委任規定） 第二百十條の十八（略）</p> <p>（新設）</p>

要な知識及び技能を修得させるものであること。

二 法第九十九条の二第一項に規定する学生（次条及び第二百二十条の二十二において単に「学生」という。）の同項の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

（留学を命ずる学生に対して明示すべき事項）

第二百二十条の二十 防衛大臣は、法第九十九条の二第一項の同意を得るときは、当該学生に対して、同項に規定する留学（以下単に「留学」という。）が同項各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合にはそれぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならぬものである旨を明示しなければならない。

2 防衛大臣は、学生に留学を命ずるときは、当該学生に当該留学の期間を明示しなければならない。

（留学費用）

第二百二十条の二十一 法第九十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める費用（次条において「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

一 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百十四号）による旅費

二 防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学して当該課程を履修するために当該教育機関に対して支払う費用

三 前号の課程に在学して当該課程を履修する上で必要な教育を受けるために同号の教育機関以外の者に対して支払う費用

（償還をしなければならない者に対する通知）

（新設）

（新設）

第二百二十条の二十二 防衛大臣は、留学を命ぜられた学生が法第九

(新設)

十九条の二第一項の規定による償還（以下単に「償還」という。）をしなければならぬ離職をしたことを知つたときは、速やかに、当該者に対し、当該留学の名称及び期間、当該留学のために国が支出した留学費用の総額、償還をしなければならぬ金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

（自衛官としての在職期間に於じて逡減する率）

第二百二十条の二十三 法第九十九条の二第一項第二号に規定する政

(新設)

令で定める率は、九十六月から同号に規定する自衛官に任用される日の翌日から起算した自衛官としての在職期間の月数を控除した月数を九十六で除して得た率とする。

2 前項に規定する自衛官としての在職期間の月数の計算については、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項に規定する自衛官としての在職期間には、第二百二十条の十五第二項各号（第五号を除く。）に掲げる期間を含まないものとする。

4 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による交流派遣をされた隊員に関する前三項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

5 次条第二号に掲げる場合に該当して離職した自衛官のうち引き

続き一般職国家公務員等（法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下この項及び同号において同じ。）として在職した後、引き続き自衛官として採用された者（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き自衛官として採用された者を含む。）が離職した場合又は同号に掲げる場合に該当して離職した自衛官のうち引き続き一般職国家公務員等として在職する者（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職する者を含む。）が当該一般職国家公務員等でなくなつた場合（引き続き自衛官として採用される場合及び引き続き当該一般職国家公務員等以外の一般職国家公務員等として在職する場合を除く。）における第一項から第三項までの規定の適用については、同号に掲げる場合に該当して離職した後における一般職国家公務員等として在職した期間を自衛官として在職した期間とみなす。この場合において、同項中「掲げる期間」とあるのは、「掲げる期間及び第五項の規定により法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等としての在職した期間が自衛官として在職した期間とみなされる場合における第二百二十条の十五第二項各号（第五号を除く。）に掲げる期間に相当する期間」とする。

（償還をしなければならない離職に含まない場合）

第二百二十条の二十四 法第九十九条の二第二項第三号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 公務による災害のため心身に故障を生じ、法第四十八条第一項の規定により退校にされた場合

（新設）

二 任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等となるため離職した場合

(委任規定)

第二百二十条の二十五 第二百二十条の十九から前条までに定めるもののほか、償還をしなければならない者に対する通知の様式その他償還に関する必要な事項は、防衛大臣が定める。

(新設)